

江南市まちづくり推進事業補助金交付要綱

(趣旨)

第1条 この要綱は、市街地の整備を促進することを目的として、魅力あるまちづくりを推進しようとする団体が取り組む事業に対し、予算の範囲内で補助金を交付することについて、江南市補助金等交付規則（昭和31年規則第3号）に定めるもののほか、必要な事項を定めるものとする。

(補助金の交付対象団体)

第2条 この要綱において、補助金の交付の対象となる団体は、次に掲げる要件に該当する団体とする。

- (1) 魅力あるまちづくりを推進する団体であること。
- (2) 魅力あるまちづくりを推進しようとする区域において構成され、団体の活動内容、活動の成果等を、当該区域内の住民に周知する機能を備えている団体であること。
- (3) 規約、会則等を定め、自主的で継続的なまちづくり活動を促進する団体であること。
- (4) 原則として、市内在住者若しくは在勤者又は市内に土地若しくは建物に関する権利を有する者10名以上で構成されている団体であること。
- (5) 会員の会費等を活動等に要する経費に充当している団体であること。
- (6) 政治的又は宗教的な活動を目的としない団体であること。
- (7) 次条第1項に規定する補助事業に対し、他の補助金等を受けていない又は受ける予定のない団体であること。
- (8) 第10条第1項の規定により、補助金の交付の決定の取消し又は返還命令を受けていない団体であること。

(補助の内容)

第3条 市長は、補助金の交付の対象となる団体に対し、次に掲げる事業又は事務（以下「補助事業」という。）に要する費用について、予算の範囲内で補助金を交付することができる。

- (1) 地区の特性及び特徴を生かした魅力あるまちづくりを推進するもの

(2) 地区の歴史、文化、自然環境等を生かした魅力あるまちづくりに効果的なもの

(3) 補助対象団体のスキルアップを図るための講座等を開催及び受講するもの

(4) 前各号に掲げるもののほか、市長が必要と認めるもの

2 補助金の交付額は、1団体当たり補助事業費の2分の1以内で、10万円を限度とし、その額に1,000円未満の端数があるときは、これを切り捨てるものとする。

(補助金の交付申請)

第4条 補助金の交付を受けようとする団体の代表者は、まちづくり推進事業補助金交付申請書(様式第1号)を市長に提出しなければならない。

2 前項の申請書には、次に掲げる書類を添付しなければならない。

(1) 規約若しくは会則又はこれらに代わるもの

(2) 補助事業計画書(様式第2号)

(3) 前2号に掲げるもののほか、市長が必要と認める書類

3 前2項の規定による補助金の交付申請は、1年度につき1回を限度とする。

(補助金の交付決定)

第5条 市長は、前条第1項の申請書を受理したときは、これを審査し、補助金の交付の可否を遅滞なく決定し、その旨をまちづくり推進事業補助金交付決定通知書(様式第3号)又はまちづくり推進事業補助金不交付決定通知書(様式第4号)により当該申請をした団体に通知するものとする。

2 市長は、補助金の交付を決定する場合において、補助金の交付の目的を達成するために必要と認めるときは、条件を付することができる。

(事業内容の変更、中止又は廃止)

第6条 前条第1項の規定により補助金の交付の決定を受けた団体(以下「補助事業者」という。)は、補助事業の内容を変更し、中止し、又は廃止しようとする場合は、事業変更・中止・廃止承認申請書(様式第5号)を速やかに提出して市長の承認を受けなければならない。

2 市長は、前項の申請書が提出されたときは、これを審査し、当該事業内容の変更、中止又は廃止について適当と認めるときは、これを承認し、その旨を事業変更・中止・廃止承認通知書(様式第6号)により補助事業者

に通知するものとする。

(事業完了実績報告)

第7条 補助事業者は、補助の対象となる年度の補助事業が完了したとき又は補助の対象となる年度末までに、速やかに事業完了実績報告書(様式第7号)を市長に提出しなければならない。

2 前項の報告書には、次に掲げる書類を添付しなければならない。

(1) 事業報告書及び補助事業の成果を示すもの

(2) 収支決算報告書

(3) 前2号に掲げるもののほか、市長が必要と認める書類

(補助金の額の確定、交付等)

第8条 市長は、前条第1項の報告書を受領したときは、これを審査し、必要な調査を行い、補助の対象となる当該年度の事業が完了していることを確認後、交付すべき補助金の額を確定し、まちづくり推進事業補助金交付確定通知書(様式第8号)により補助事業者に通知するものとする。

2 市長は、前項の規定により確定した補助金の額を、補助事業者からのまちづくり推進事業補助金交付請求書(様式第9号)の提出により交付するものとする。

3 市長は、特に必要があると認めるときは、補助事業者からの請求により、補助金の交付決定額の全部又は一部を概算払により交付することができる。

(指導監督)

第9条 市長は、補助金の執行の適正化を図るため必要があると認めるときは、補助事業者に対し、補助の対象となる事業の状況の報告若しくは書類の提出を求め、又は補助事業者の同意を得て補助の対象となる事業の状況を直接調査することができる。

2 市長は、補助金の執行状況が適正でないとき、補助事業者にその是正を指示するものとする。

(補助金の返還等)

第10条 市長は、補助事業者が次の各号のいずれかのときに該当すると認めるときは、補助金の交付決定額の全部若しくは一部を取り消し、又は既に交付した補助金の全部又は一部の返還を期限を定めて命ずるものとする。

- (1) 補助金を補助の目的以外に使用したとき。
- (2) 第6条第2項の規定により事業の中止又は廃止の承認を受けた場合において、補助金をもって取得した財産があるとき。
- (3) 第5条第2項の規定により補助金の交付の決定に付された条件を遵守しなかったとき。
- (4) この要綱の規定により提出された申請書、報告書等の内容に虚偽があったとき。
- (5) 前条第2項の規定による是正に係る指示に従わなかったとき。
- (6) 補助事業者が法令に違反する行為を行ったとき。
- (7) 前各号に掲げるもののほか、不正な行為により補助金の交付を受けたとき又は補助金を不正に使用したとき。

2 市長は、第8条第3項の規定に基づき概算払により交付した補助金の額が、同条第1項の規定により補助金の交付額を確定した場合に、その確定交付額を超えるときは、その返還を命ずるものとする。

(関係書類の整備)

第11条 補助事業者は、補助事業に係る経費の収入支出等を明らかにした書類及び帳簿を整備し、当該補助事業の完了の日が属する年度の翌年度から5年間保存しなければならない。

(雑則)

第12条 この要綱に定めるもののほか、補助金の交付に関し必要な事項は、市長が別に定める。

附 則

この要綱は、平成25年4月1日から施行する。

年 月 日

江南市長

（申請者）所在地

団体名

代表者

印

まちづくり推進事業補助金交付申請書

事業（事務）について、下記のとおり 事業（事務）を行うため、
関係書類を添えて、まちづくり推進事業補助金の交付を申請します。

記

1 補助事業名

2 補助金申請額 金 円

様式第2号（第4条関係）

補助事業計画書

補助事業名

補助金申請額 金 円

申請年月日 年 月 日

(申請者) 所在地

団体名

代表者

印

1 理由及び効果（具体的に記入すること。）

2 計画概要（補助事業の全体の計画の概要を記入すること。）

3 事業費調

費目	数量	単位	単価 (円)	金額 (円)	摘要

4 財源調

区分	予算額(円)	実施計画額(円)	備考（それぞれの根拠を記入すること。）
事業費			
財源	()		
	()		
	()		
	()		
補助金			
計			

様式第3号（第5条関係）

第 号
年 月 日

（団体名）

（代表者） 様

江南市長

印

まちづくり推進事業補助金交付決定通知書

年 月 日付けで申請のあった 事業（事務）に係る補助金
について、下記のとおり交付することに決定したので通知します。

記

1 申請補助事業名

2 補助金交付決定額 金 円

3 補助金交付条件

様式第4号（第5条関係）

第 号
年 月 日

（団体名）

（代表者） 様

江南市長

印

まちづくり推進事業補助金不交付決定通知書

年 月 日付けで申請のあった 事業（事務）に係る補助金
について、下記のとおり交付しないことに決定したので通知します。

記

1 申請補助事業名

2 理由

年 月 日

江南市長

（申請者）所在地

団体名

代表者

印

事業変更・中止・廃止承認申請書

年 月 日付け 第 号で補助金の交付決定の通知の
あった 事業（事務）について、下記の理由によりこの事業（事務）を
変更・中止・廃止したいので申請します。

記

1 申請補助事業名

2 変更・中止・廃止の理由及びその内容

（理由及びその内容については、具体的に記入すること。）

（補助金額の変更が伴う場合は、事業費調及び財源調について記載した
書類を添付すること。）

様式第6号（第6条関係）

第 号
年 月 日

（団体名）

（代表者） 様

江南市長

印

事業変更・中止・廃止承認通知書

年 月 日付けで申請のあった 事業（事務）に係る変更・中止・廃止申請について、下記のとおり承認することに決定したので通知します。

記

1 申請補助事業名

2 変更後・中止後・廃止後補助金交付決定額 金 円

3 承認条件

様式第7号（第7条関係）

年 月 日

江南市長

(申請者) 所在地

団体名

代表者

印

事業完了実績報告書

年 月 日付け 第 号で補助金の交付決定の通知の
あった 事業（事務）が完了したので、下記のとおり報告します。

記

- 1 申請補助事業名
- 2 補助金交付決定額及びその精算額
- 3 事業費の費途別使用状況

費途	予算額(円)	使用額(円)	翌年度への繰越の場合		備考
			予算額(円)	使用額(円)	

- 4 補助事業の着手及び完了年月日
着手年月日 年 月 日
完了年月日 年 月 日

- 5 補助事業完了後の効果

- 6 事業費の財源の内訳

区分	予算額(円)	収入済額(円)	未収入額(円)	備考
()				
()				
()				
補助金				
計				

第 号
年 月 日

（団体名）

（代表者） 様

江南市長

印

まちづくり推進事業補助金交付確定通知書

年 月 日付けで報告のあった 事業（事務）に係る補助金
について、下記のとおり交付することに確定したので通知します。

記

1 補助金交付決定額 金 円

2 補助金交付確定額 金 円

様式第9号（第8条関係）

まちづくり推進事業補助金交付請求書

所在地 〒

団体名

代表者

印

金額

千

円

上記の金額を請求します。

年 月 日

江南市長

課扱

振替先金融機関名

預金の種類

口座番号

フリガナ
口座名義

--	--	--	--